

ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB 北九州支店（福岡県北九州市小倉北区堺町1-1-1 7F 観光庁長官登録旅行業第64号。以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みください。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内となります。申込金は、旅行代金お支払の際差し引かれさせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知し、2023年1月31日(火)までに申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込金（おひとり）100,000円

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって60日目にあたる日以降、21日目にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料（お一人様あたり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

*旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（ビジネスクラス・エコノミークラス）・燃油・諸税（15,410円11月現在）*旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料金）*旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）*旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金（朝食6回・昼食1回・夕食2回）*航空機による手荷物運搬料金*現地での手荷物運搬料金（一部含まれないコースがあります。また、一部の空港・ホテルではお客様自身で運搬していただく場合があります。）*添乗員同行費用*契約成立後に燃油サーチャージが増減されても追加徴収/返戻しません。

これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

*超過手荷物料金*クリーニング代、電話電報料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金*渡航手続関係費用*オプショナルツアーアドバイス料金*日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散時点までの交通費・宿泊費*大会登録料（開会式（第一回本会議）・第二回本会議・第三回本会議）*各種OP観光費用*

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

○通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

○与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解消し、上記の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいたいた場合はこの限りではありません。

●旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。）

○旅券（パスポート）：この旅行には、日本出発日時点で、帰國日まで有効なパスポートが必要です。

*但し万が一に備え、3ヶ月以上期間に余裕を持つことをお勧めいたします。

○査証（ビザ）：観光が目的で3ヵ月以内の滞在の場合、ビザは必要ありませんが、ETAS（電子渡航認証）が必要です。

*11月現在 JTBによる代行申請を承れません。査証の取得はお客様自身で行ってください。

●空港諸税について

この旅行には、旅行代金の中に空港諸税が含まれております。

●個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、官公署、土産品店（いずれも海外移転を含みます。）に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。
- (2) 当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があつた場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3) その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。
株式会社JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11
<https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp>

この旅行条件は 22年11月15日を基準としています。又、旅行代金は 22年11月15日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

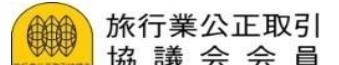
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく下記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行企画・実施 株式会社 JTB 北九州支店

観光庁長官登録旅行業第64号

一般社団法人 日本旅行業協会正会員

福岡県北九州市小倉北区堺町1-1-1 7F 〒802-0005



ーお問い合わせ・お申込はー

JTB 北九州市支店

福岡県北九州市小倉北区堺町1-1-1 7F

TEL: 093 (521) 2887

FAX: 093 (551) 5256

[営業時間] 午前9時30分から午後5時30分

（土曜・日曜・祝日休業）

総合旅行業務取扱管理者：渕上 亜希子

営業担当：松原 弘樹